



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス
本社住所 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号
代表者名 代表取締役社長 遠藤 結蔵
(コード番号:2681 東証 第一部)
問 合 せ 先 経営戦略部 GM 井村 建介
(TEL 052-350-5711)

当社元役員に対する訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 14 日付け「当社元役員に対する訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成 27 年 6 月 30 日付け「当社元役員に対する訴訟の判決に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の元取締役沢田喜代則、森原哲也、久保田貴之(以下「元役員ら」または「控訴人ら」といいます)を被告として、名古屋地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起し、平成 27 年 6 月 30 日同裁判所より判決の言い渡しが行なわれ、元役員らより当該判決について不服として控訴されておりましたところ、本日名古屋高等裁判所において控訴審判決の言い渡しが行なわれましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決言い渡し日

名古屋高等裁判所 平成 28 年 7 月 29 日

2. 経緯

平成 27 年 6 月 30 日名古屋地方裁判所より第一審判決の言い渡しが行なわれましたところ、元役員らは当該判決について不服として同年 7 月 13 日に控訴提起しておりましたが、今般、控訴審判決が言い渡されることとなりました。

3. 判決の要旨

控訴人らの請求の全部を棄却し、控訴費用は控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

今回の判決により、当社の主張があらためて認められたものと理解しております。今後、本件訴訟に関して追加で開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上